

大規模駐車施設等の駐車場出入口の位置に関する制限

(平成 27 年 1 月 1 日施行)

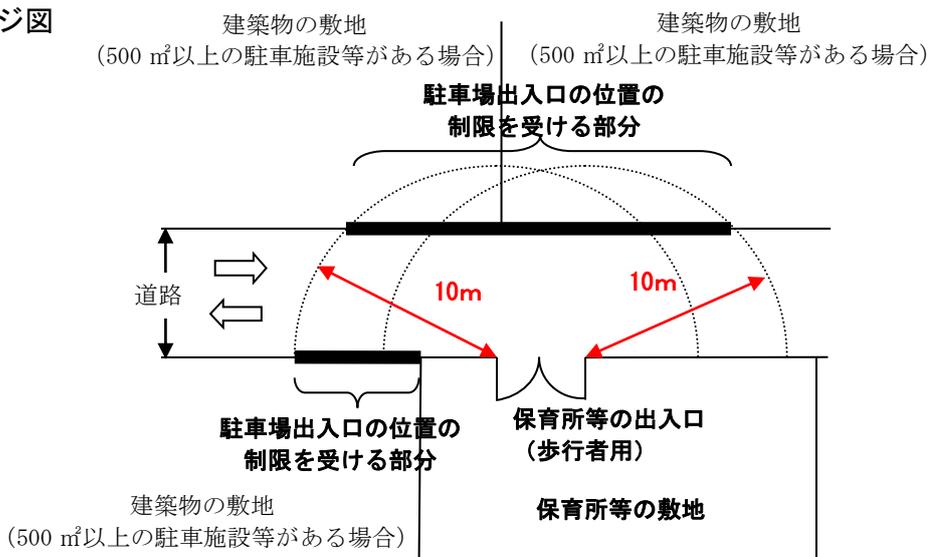
一般公共の用に供しない、駐車のために供する部分が 500 m²以上の駐車場を設置する場合には、「建築物の安全性の確保等に関する条例(以下、建築安全条例)」に基づき、駐車場の出入口の位置に関する制限がかかります。

概要 詳細は、建築安全条例第 2 章第 5 節(第 49 条の 8-13)をご覧ください。



	内 容
対象	○駐車施設等 「駐車施設等」とは、建築物の敷地内に設ける屋根のない駐車場や機械式駐車場等(建築物でない駐車場)、屋根のある駐車場等(建築物である駐車場)で、駐車のために供する部分の面積が合計 500 m ² 以上であるものをいう。ただし一般公共の用に供する駐車場を除く。
駐車施設等の出入口に関する基準(設置基準)	駐車施設等の道路に通じる出入口(自動車の出入りをするものに限る。)は、次に掲げる場所に設けなければならない。 【建築安全条例第 41 条の準用基準】 ①幅員が 6 m 以上である道路に接する場所 ②道路の交差点、曲がり角又は横断歩道からの距離が 5 m 以上である場所 ③道路上に設けられた踏切から、その道路上の距離が 10m 以上である場所 ④保育所等(幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設(児童館又は児童遊園)、児童発達支援センター、児童心理治療施設、街区公園)の道路に接する出入口から 10m 以上である場所
適用除外	次のいずれかに該当する場合は、設置基準を適用しない。 ①駐車施設等が、その工事に着手した日以後に、当該敷地周辺における状況の変化により設置基準に適合しないこととなった場合 ②建築安全条例改正の施行の際、現に存する駐車施設等及び現に建築の工事中の駐車施設等が設置基準に適合しない場合 ③上記①②の駐車施設等を増築等する場合において、増築等による面積の増加が、元の駐車施設等の面積の 2 割を超えない場合 ④その他交通の安全上支障がない場合
届出制度	駐車施設等を設けようとする建築主等は、確認申請等(確認申請が不要な場合は工事を着手しようとする日)の 30 日前までに、市長に届出なければならない。

○イメージ図



お問い合わせ :

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課建築環境担当 (TEL : 078-595-6556)
または 神戸市ホームページ (<http://www.city.kobe.lg.jp/>) から「大規模駐車場」と検索してください。